

福島県対策地域内の 高濃度PCB廃棄物の処理について

令和4年7月
環境省福島地方環境事務所

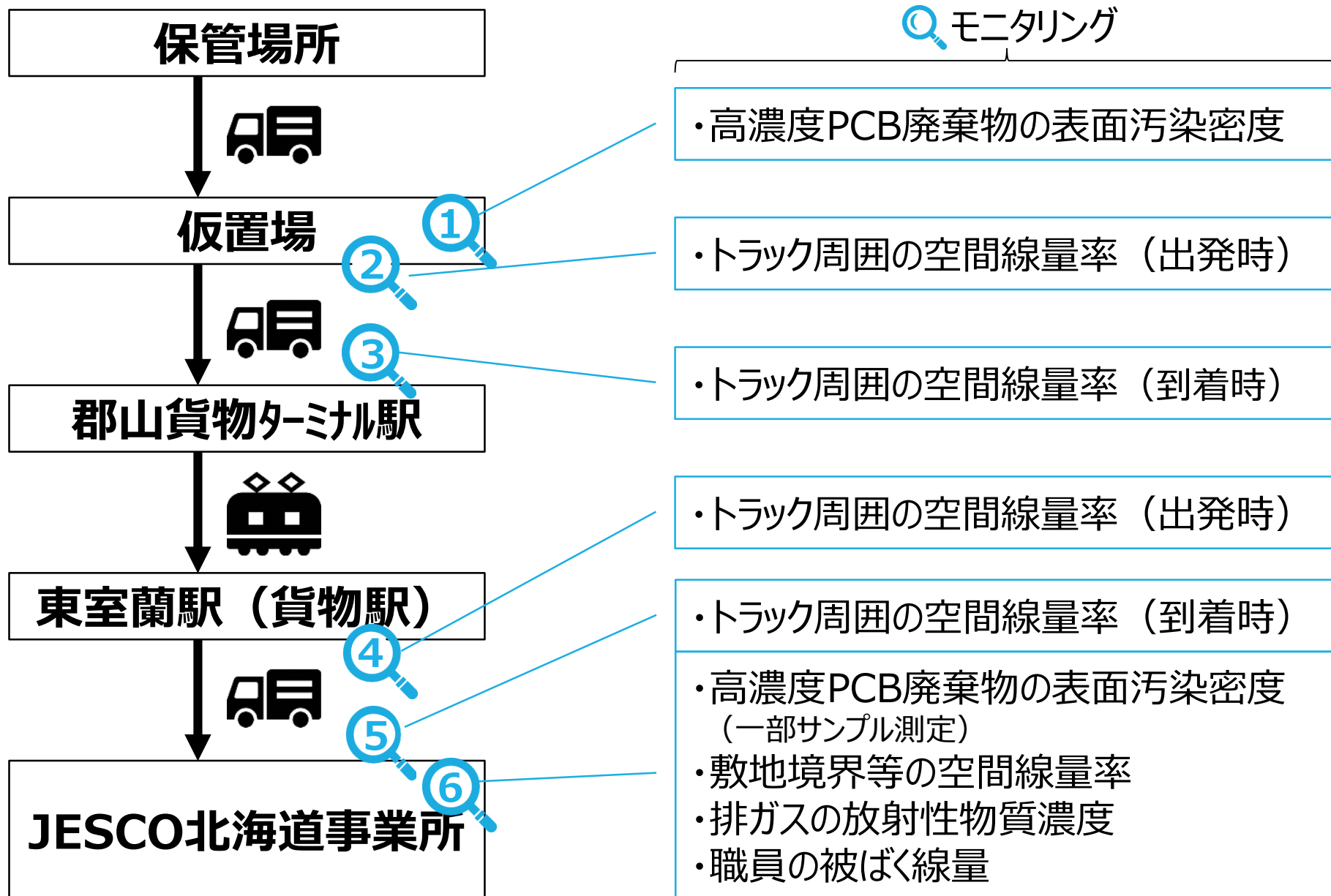
- 掘り起こし調査が完了し、処理を行う機器の数量が確定しました。
- 処理対象の機器のうち、表面汚染密度が 4 Bq/cm²を超えるものは確認されませんでした。

<数量（確定値）> ※詳細は別紙1のとおり

- ・変圧器：0台
- ・コンデンサー：32台
- ・安定器・PCB汚染物等 計**1,515**台

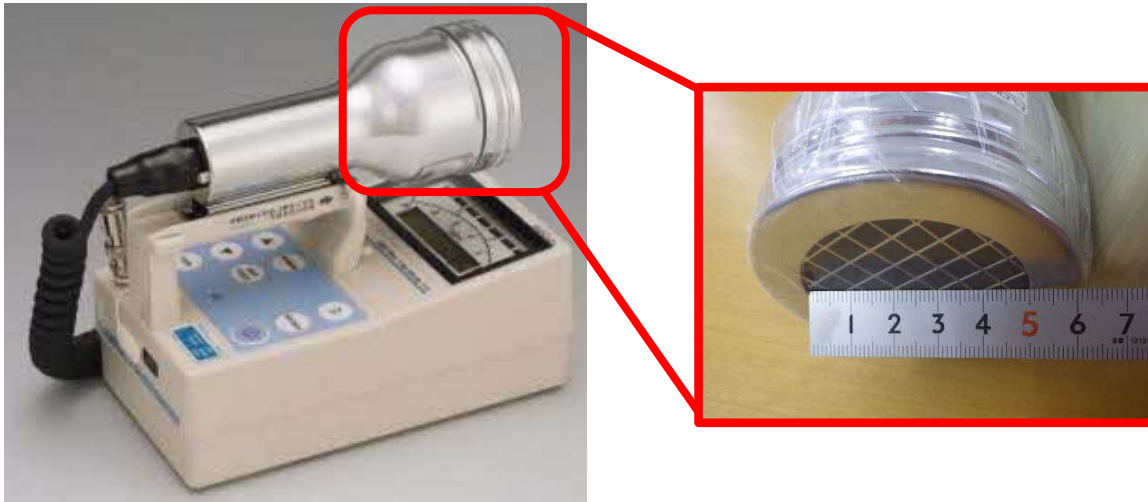
※合計で**トラック3台分**の数量





- 搬出する高濃度PCB廃棄物は、福島県内の仮置場において、表面の拭き取りを行った上でGMサーベイメータを用いて全量検査をし、**表面汚染密度 $4 \text{ Bq}/\text{cm}^2$ 以下**であることを確認し、トラックに積込み、搬出します。
※ 表面汚染密度の測定は、測定可能な全ての面を測定します。
- 測定の際は、機器の面全体をスクリーニングした上で、最も値が高くなった点を測定しています。

GMサーベイメータ



表面汚染密度の測定の様子



- 全ての機器について測定を行った結果、**表面汚染密度が 4 Bq/cm^2 を超えるものは確認されず、表面汚染密度の平均値は 0.24 Bq/cm^2 であり、 4 Bq/cm^2 を十分に下回っていることも確認**されました。
 - なお、測定時には**周辺の空間の放射線量も計測**されます。機器の表面汚染密度の評価のため、**周辺の空間の放射線 (=バックグラウンド)**も併せて測定しています。
- ※ 測定時のバックグラウンドの表面汚染密度の平均値は 0.24 Bq/cm^2 でした。



測定対象機器の
表面汚染密度の測定

※ 機器から発生する放射線の量を計測していますが、周辺の空間の放射線の量も計測されます。



バックグラウンドの
表面汚染密度の測定

※ 周辺の空間の放射線の量を計測しています。



- 仮置場や貨物駅からトラックが出発する前に、トラックの前面・後面・両側面の空間線量率を測定し、**各測定地点の周辺の空間線量率と変わらないこと(注)を確認**します。

※ 放射性物質汚染対処特措法では、トラックの周囲の空間線量率が100 μ Sv/hを超えないようにすることが求められています。ここでは、周辺住民の皆様にご安心いただけるよう、より安全側に立った基準としています。

- トラックには、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、**特定廃棄物(※)の運搬車**である旨を表示します。

※ 特定廃棄物とは、対策地域内廃棄物等、放射性物質汚染対処特措法において国が処理責任を有する廃棄物の総称です。

トラックの周辺1mにおける空間線量率の測定 (イメージ)



ここに表示
します

特定廃棄物の運搬車である 旨の表示

特定廃棄物
運搬車

〇〇運搬株式会社

※ 上記の表示板をトラックの側面に貼り付けます



(注) バックグラウンドとなる仮置場周辺の空間線量率は、あらかじめ、トラックの周囲の空間線量率を測定する予定の場所で測定をします。

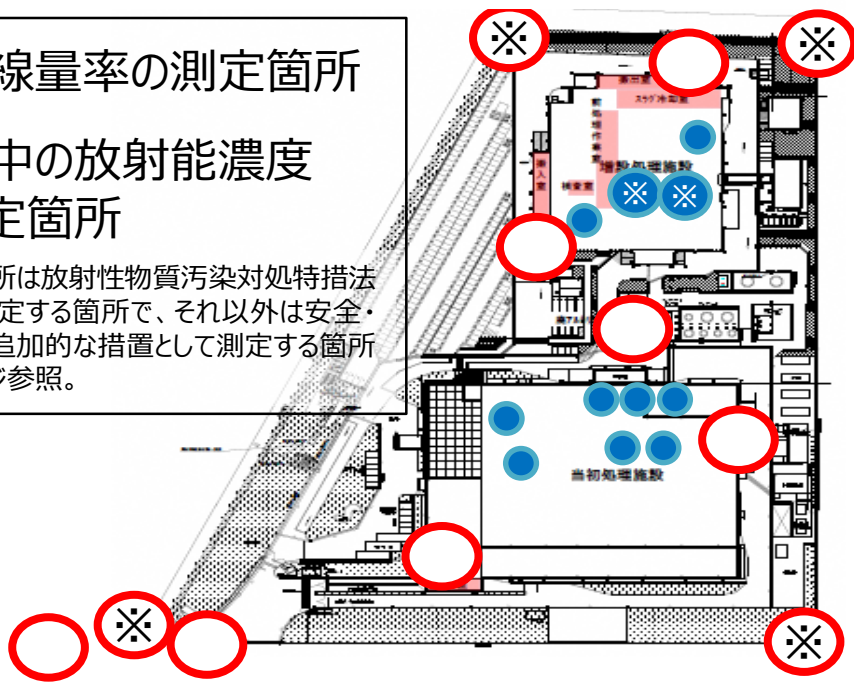
その後、トラックの周囲の空間線量率を測定し、「廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月環境省)」に従い、「バックグラウンドとおおむね同程度であること」、すなわち、「バックグラウンド測定値の平均値+バックグラウンド測定値の標準偏差の3倍以内」になることを確認します。

ただし、空間線量率は天候や地面の状態等により変動するので、これらの変動要因にも留意しつつ評価を行います。

モニタリング項目	基準値
空間線量率	バックグラウンドとおおむね同程度であること（注） （注） 「廃棄物関係ガイドライン（平成25年3月環境省）」に従い、「バックグラウンドとおおむね同程度であること」、すなわち、「バックグラウンド測定値の平均値+バックグラウンド測定値の標準偏差の3倍以内」をベースとして測定結果の管理を行います。ただし、空間線量率は天候や地面の状態等により変動するので、これらの変動要因にも留意しつつ評価を行います。
排気中の放射能濃度	検出下限値未満 (<1Bq/m ³)

空間線量率・排気中の放射能濃度の測定箇所

-  : 空間線量率の測定箇所
 -  : 排気中の放射能濃度の測定箇所
- ※：※印を付した箇所は放射性物質汚染対処特措法に基づく措置として測定する箇所です。それ以外は安全・安心の確保のための追加的な措置として測定する箇所です。詳しくは次ページ参照。



空間線量率の測定（イメージ）





- 北海道・室蘭市から要請された事項に基づき、JESCO北海道事業所で処理作業に従事する職員には個人線量計を装着します。

個人線量計の例



装着の例



ホームページでの情報公開について

- 表面汚染密度や空間線量率等のモニタリングの結果、緊急時対応計画については、以下の環境省のホームページにおいて公開します。

http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/waste_disposal/pcb_policy.html

処理の実施時期について

- 福島県の対策地域内の高濃度PCB廃棄物については、**8月9日（火）午前中からJESCO北海道事業所に搬入**し、処理を行います。
- 処理後物については、処理が終了次第、福島県の対策地域内に順次持ち帰ります。